

令和2年1月17日  
九州地方整備局  
同時発表 宮崎県

## 「宮崎県 社会保険加入促進宣言企業」の公表について

－ 社会保険加入に積極的に取り組み「行動基準」の遵守を宣言する建設企業リスト（27社）を公表します －

建設業における社会保険加入対策にあたり、地域レベルでその取組の定着とさらなる促進の徹底を図ることを目的に、令和元年10月17日、※「宮崎県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催しました。

この会議では、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」（別紙参照）を採択し、令和元年10月18日から、当該基準の遵守を宣言する建設企業の募集を行ってまいりました。

今般、令和元年12月24日時点での宣言企業のリスト（27社）を取りまとめましたので、公表いたします。なお、九州管内地域会議（福岡県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県）における宣言企業は518社（本公表を含む。）となっております。

※「宮崎県建設業社会保険加入推進地域会議」

これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策について、より地域に根ざした取組として徹底を図っていくため、社会保険の加入対策に積極的に取り組む宮崎県内の建設企業等を対象に、令和元年10月17日に開催したものです。

※宣言企業リストは、九州地方整備局ホームページ上にも掲載しておりますのでご覧ください。

[http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index\\_02.html#mikanyu](http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#mikanyu)

社会保険加入対策は、これまで関係者が一体となって取り組んできましたが、この「行動基準」遵守の宣言企業募集は、より地域に根ざした取組として、地域単位・企業単位での運動の定着を図って行こうとするものです。

引き続き、「社会保険加入促進宣言企業」の募集を行っておりますので、本取組の趣旨に賛同される建設企業の皆様からの積極的なご応募をお待ちしております。

### ■■■「宮崎県建設業社会保険加入推進地域会議」における「社会保険加入促進宣言企業」募集について■■■

- 募集対象：「宮崎県内に拠点を置く建設企業」又は「宮崎県内での施工実績を有する建設企業」  
※ 法人、個人及び建設業許可の有無も問いません。  
※ 建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。
- 応募方法：「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」（別紙参照）に会社名、代表者名、所在地等の必要事項を記載のうえ、FAXにてお申し込みください。
- 行動基準：別紙を参照してください。
- その他：お申込みいただいた建設企業につきましては、「社会保険加入促進宣言企業」として九州地方整備局のホームページ上で、会社名、代表者名、所在地を公表させていただきます。

(問合せ先)

九州地方整備局 建政部 092-471-6331 (代表)

092-409-4201 (直通)

建設産業課長 広瀬 (内線6141)

建設産業課課長補佐 熊本 (内線6142)

連携推進係長 小倉 (内線6160)

# 「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

## 元請企業

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

## 下請企業

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「宮崎県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

令和 年 月 日

会社名	
代表者	
所在地	〒

<送付先・問い合わせ先>

宮崎県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局 (九州地方整備局 建政部 建設産業課)

FAX 092-476-3511 / TEL 092-471-6331【代表】

## 「宮崎県 社会保険加入促進宣言企業」

令和元年12月24日時点

番号	会社名・団体名	代表者名	所在地
1	旭建設(株)	代表取締役 黒木 繁人	日向市向江町1丁目200番地
2	(株)旭道路	代表取締役 木下 裕介	日向市日知屋3380-59
3	株式会社内山建設	代表取締役 内山 雅仁	日向市大字富高93番地1
4	株式会社エコペン	丸田 優理子	宮崎市大塚台東2丁目4番地10
5	大淀開発(株)	代表取締役 堀之内 芳久	都城市上長飯町5427番地1
6	株式会社岡崎組	岡崎 勝信	宮崎市大字恒久1800-1
7	株式会社川上土木	代表取締役 川上 淳	宮崎市城ヶ崎4丁目19番地15
8	木村産業株式会社	代表取締役 木村 健一	延岡市古川町82番地1
9	株式会社くちき	代表取締役 朽木 充嗣	宮崎市大字跡江386番地4
10	株式会社さつき工業	代表取締役 鬼束 安章	宮崎市大字芳士937番地3
11	株式会社ダイニ	代表取締役 栗原 譲二	宮崎市大字小松字竹ノ内968番地
12	大和開発(株)	境 一成	宮崎市高洲町235番地3
13	株式会社竹尾組	代表取締役 竹尾 通洋	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸692番地イ
14	株式会社伊達組	池田 博	西都市新町2-27
15	富岡建設株式会社	代表取締役 柳橋 恒久	日南市大字平山2292番地4
16	株式会社長瀬建設	代表取締役 長瀬 貴久	都城市高木町4769番地4
17	日本電設工業株式会社九州支店	執行役員支店長 宗久 秀樹	福岡市博多区比恵町13番7号
18	双葉工業株式会社	代表取締役 馬場 薫	宮崎市村角町中尊1828-4
19	株式会社増田工務店	代表取締役社長 増田 秀文	宮崎県児湯郡高鍋町北高鍋4750
20	株式会社松澤組	松澤 芙美	宮崎県東臼杵郡門川町上町4丁目33番地
21	株式会社みやえい	代表取締役 外山 政典	宮崎市大字島之内9728番地7
22	株式会社宮防	代表取締役 村社 英秋	宮崎市大字田吉11886番地
23	宮前建設(株)	萱野 秀三	日向市日知屋16751
24	株式会社矢野興業	代表取締役 矢野 智久	宮崎市橋通西5丁目1番23号
25	株式会社山崎産業	代表取締役社長 山崎 司	延岡市貝の畑町2903番地
26	吉原建設(株)	代表取締役 吉原 政秀	都城市中原町32街区1号
27	龍南建設株式会社	代表取締役 川浦 幸治	宮崎市大字本郷南方1857番地3

五十音順、常用漢字で表示しています。